

◎新潟県告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、  
 県営木島地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業に係る換地計画において、次の従前の土地は  
 非農用区域内に換地を定める土地として指定した。

平成29年3月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
上越市	島田	八幡田	478	田	958
上越市	島田	八幡田	480	田	925
上越市	島田	八幡田	481	田	826
上越市	島田	八幡田	482	田	386
上越市	島田	八幡田	687	田	912
上越市	島田	諏訪田	871	畑	102
上越市	島田	諏訪田	906	畑	155
上越市	木島	石原	1486-1	田	27
上越市	島田上新田	上川原	69-1	田	289
上越市	島田上新田	上川原	70-1	田	580
上越市	島田上新田	上川原	72-1	田	1,008
上越市	島田上新田	上川原	110	田	115
上越市	島田上新田	上川原	111	田	866
上越市	島田上新田	上川原	112	田	624
上越市	島田上新田	上川原	113	田	624
上越市	島田上新田	前田	200	田	502
上越市	島田上新田	前田	265	田	350